

武蔵野市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年12月4日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

武蔵野市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年3月武蔵野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(基本方針)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 地域包括支援センターは、市の地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 地域包括支援センターは、市の地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。<u>以下「運営協議会」という。</u>）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p>
<p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第5条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとす</p>	<p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第5条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。<u>以下同じ。</u>）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（<u>運営協議会が第1号</u></p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>

る。

(1)から(3)まで (略)

被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。

(1)から(3)まで (略)

2 前項の規定にかかわらず、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とす

項の追加

<p>2 <u>前項各号に規定する準ずる者</u>については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 保健師に準ずる者 <u>地域における高齢者のケア、地域保健等に関する経験を有する看護師（准看護師を除く。）</u></p> <p>(2) 社会福祉士に準ずる者 <u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所において現業を行う所員等の業務経験を5年以上又は介護支援専門員の業務経験を3年以上有し、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) <u>主任介護支援専門員に準ずる者</u> <u>介護支援専門員としての業務経験を3年以上有し、厚生労働省が定める介護支援専門員の専門性を高め、その資質の向上を図ることを目的とした研修を修了し、かつ、介護支援専門員からの相談対応、地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者</u></p>	<p><u>る。</u></p> <p>3 <u>第1項各号に規定する準ずる者</u>については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 保健師に準ずる者 <u>地域における高齢者のケア、地域保健等に関する経験を有する看護師（准看護師を除く。）であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有するもの</u></p> <p>(2) 社会福祉士に準ずる者 <u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所において現業を行う所員等の業務経験を5年以上又は介護支援専門員の業務経験を3年以上有する者であって、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有するもの</u></p> <p>(3) <u>主任介護支援専門員に準ずる者</u> <u>次のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p><u>ア 介護支援専門員としての業務経験を3年以上有し、厚生労働省が定める介護支援専門員の専門性を高め、その資質の向上を図ることを目的とした研修を修了した者であって、介護支援専門員からの相談対応、地域の介護支援専門員への支援等に</u></p>	<p>項の繰下げ及び字句の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正 号の改正</p>
--	--	---

	<p> <u>関する知識及び能力を有しているもの</u> <u>イ 地域包括支援センター</u> <u>が育成計画を策定しており、地域包括支援センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。）の受講を目指す介護支援専門員であつて、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上（現に従事する地域包括支援センター以外の場所で従事した期間を含む。）であるもの</u> </p>	
--	--	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）の施行による介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。